



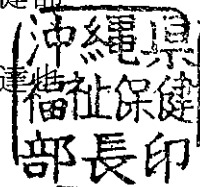
福企第1097号

平成23年7月25日

沖縄県医師会 会長 殿

沖縄県福祉保健部

部長 宮里 達也



平成23年保健統計調査への協力方について(依頼)

本県の保健統計調査につきましては、平素から多大な協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度は3年周期で実施される、医療施設静態調査、患者調査及び受療行動調査の実施年にあたります。

医療施設静態調査は、病院及び診療所の分布及び整備状況の実態を明らかにするとともに各医療施設の診療機能を把握するため、患者調査は、医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにする目的で実施される調査です。

また、受療行動調査は、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査して、患者の医療に対する認識及び行動を明らかにするため実施されます。

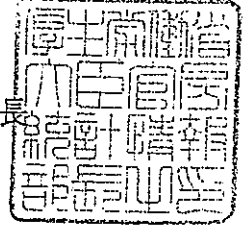
これらの調査は、いずれも、これからの医療行政の基礎資料を得るための重要な統計調査でありますので、調査の円滑な実施にあたり、貴職のご協力方をよろしくお願い致します。

なお、調査の実施についての詳細は、各医療施設を管轄いたします保健所から別途、各医療施設あて通知する予定となっております。

統 発 0712 第 9 号
平成23年 7 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成23年医療施設静態調査の実施について（通知）

医療施設調査（基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）につきましては、かねてから御高配をいただいているところでありますが、今般、医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）に基づき、標記調査を下記のとおり実施いたしますので、管内の医療機関への周知等、調査の実施に遺漏のないようお取り計らわれるとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、貴職からよろしくお願いいたします。

また、本年3月に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災状況を考慮し、当該地震にかかる災害救助法の適用地域を有する県と協議をした結果、特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県への調査の実施につきましては、特段の対応を講じることとしております。

なお、社団法人日本医師会長、社団法人日本歯科医師会会長、社団法人日本病院会会長、社団法人全日本病院協会会長及び社団法人日本精神科病院協会会長に対しては、別途協力の依頼を行いましたことを念のため申し添えます。

記

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象

平成23年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき許可又は届出を行っているすべての医療施設を対象とする。



- (2) 保健所を設置する市又は特別区の保健所長は、その管轄区域内の診療所に係る調査票を審査整理の上、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対しその定める期限までに各調査票を提出する。
- (3) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、各調査票を審査整理の上、都道府県知事に対しその定める期限までに提出する。
- (4) 都道府県知事は、各調査票を審査整理の上、平成23年11月10日(木)までに厚生労働大臣に提出する。
なお、やむをえない事由により期限までに提出できない調査票がある場合は、その事由及び提出予定日を厚生労働大臣に報告する。

8 その他

調査に当たり、医療施設基本ファイル表（医療施設台帳）の整備に十分配慮し、調査票の配布及び提出漏れがないようにする。

平成 23 年 7 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(岩手県・宮城県・福島県を除く)

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成 23 年受療行動調査の実施について (通知)

受療行動調査 (一般統計調査) につきましては、かねてから御高配をいただいているところではありますが、今般、標記調査を下記のとおり実施いたしますので、管内の対象医療施設への周知等、調査の実施に遺漏のないようお取り計らわれるとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市 (指定都市及び中核市を除く。) 及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、貴職からよろしく願います。

また、本年 3 月に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災状況を考慮し、当該地震にかかる災害救助法の適用地域を有する県と協議をした結果、特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県における調査の実施につきましては、特段の対応を講じることとしております。

なお、社団法人日本医師会長、社団法人日本歯科医師会会長、社団法人日本病院会会長及び社団法人全日本病院協会会長に対しては、別途協力の依頼を行いましたことを念のため申し添えます。

記

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として 3 年周期で実施する。



2 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（入院・外来）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者に限り、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除くこととする。

なお、調査の対象となる貴都道府県の病院は、「平成23年患者調査の実施について（通知）」（統発0712第3号）の別添2-2のとおりである。

3 調査の期日

平成23年10月18日（火）～20日（木）の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日。（平成23年患者調査の実施日と同一の日）

4 調査事項

次の調査票に掲げる事項とする。

別添1 外来患者票

別添2 入院患者票

5 調査の実施体制

都道府県知事、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区の市区長及び保健所長が、その管轄区域内の調査を実施する。

6 調査員

都道府県知事、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く）及び特別区の市区長は、本統計調査に係る事務を執行するために統計調査員を任命し、その身分を示す証票を交付する。

7 調査の方法

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに調査員が行う。記入は、原則として患者本人の記入方式とするが、記入できない場合については、家族などが補助して記入する。

回収は、患者により回収用封筒に密封された調査票を、医療施設において調査員が回収する。また、郵送での提出も可とする。

8 調査票等の提出期限

調査日に医療施設で回収した外来患者票及び入院患者票は、平成 23 年 11 月 30 日（水）までに厚生労働省に提出する。

郵送回収分については、平成 23 年 11 月 11 日（金）までに投函するものとする。

9 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後速やかに公表する。

なお、集計については、「平成 23 年医療施設静態調査」による在院患者数、外来患者延数等及び「平成 23 年患者調査」による入院患者、外来患者の年齢構成等を用いて全国推計及び関連分析を行う。

10 その他

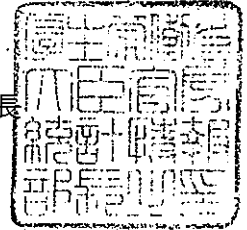
受療行動調査に要する経費は、委託費として別途交付する。

また、調査の実施に必要な書類は別途送付する。

統発0712第3号
平成23年7月12日

各都道府県知事 殿
(福島県を除く)

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成23年患者調査の実施について（通知）

患者調査（基幹統計「患者統計」を作成するための調査）につきましては、かねてから御高配をいただいているところでありますが、今般、患者調査規則（昭和28年厚生省令第26号）に基づき、標記調査を下記のとおり実施いたしますので、管内の対象医療施設への周知等、調査の実施に遺漏のないようお取り計らわれるとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、貴職からよろしく願います。

また、本年3月に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災状況を考慮し、当該地震にかかる災害救助法の適用地域を有する県と協議をした結果、特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県への調査の実施につきましては、特段の対応を講ずることとしております。

なお、社団法人日本医師会長、社団法人日本歯科医師会会長、社団法人日本病院会会長、社団法人全日本病院協会会長及び社団法人日本精神科病院協会会長に対しては、別途協力の依頼を行いましたことを念のため申し添えます。

記

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象および客体

全国の医療施設（1年未満休診、1年以上休診及び休止中の医療施設を除く。）



を利用する患者を対象とし、層化無作為に抽出した医療施設（病院：約6千6百施設、一般診療所：約6千施設、歯科診療所：約1千3百施設）を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、退院患者については、病院及び一般診療所の患者についてのみ調査の客体とする。

3 調査の期日

- (1) 病院については、平成23年10月18日(火)～20日(木)の3日間のうち、病院ごとに指定した1日とする。
- (2) 診療所については、平成23年10月18日(火)、19日(水)、21日(金)の3日間のうち、診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 退院患者については、平成23年9月1日～30日までの1か月間とする。

4 調査事項

次の調査票に掲げる事項とする。

- 別添1-1：病院入院(奇数)票
- 別添1-2：病院外来(奇数)票
- 別添1-3：病院(偶数)票
- 別添1-4：一般診療所票
- 別添1-5：歯科診療所票
- 別添1-6：病院退院票
- 別添1-7：一般診療所退院票

なお、病院の入院・外来患者については、生年月日の末尾が奇数の患者は病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、生年月日の末尾が偶数の患者は病院(偶数)票を用いる。

ただし、500～599床の病院については生年月日の末尾が1, 3, 5, 7日の患者について、600床以上の病院については生年月日の末尾が3, 5, 7日の患者については病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票を用いるが、それ以外の患者については病院(偶数)票を用いる。

5 調査の方法

- (1) 調査票の作成は、医療施設の管理者が記入する方式とする。
- (2) 都道府県知事及び保健所長は、別途送付する「平成23年患者調査 実施要領」に基づいて調査事務を行う。
- (3) 保健所長は、別添1-1から1-7の「調査票」、別添2-1から2-4の「調査日及び調査対象について」、別途送付する「平成23年患者調査 調査の手引」、「平成23年患者調査について(送付)」、「傷病名の記入について」(病院及び一般診療所のみ配布)を配布の上、調査の趣旨及び調査票の作成要領を説明し、その作成を依頼する。

さらに調査の対象となった病院の管理者には、別途送付する「病院管理者の皆様へ」を配布の上、病院の病床規模によって作成する調査票の対象が異なる

ことを周知する。

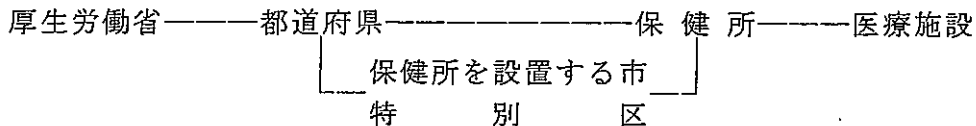
なお、調査実施施設が調査指定日以前に廃止されている場合、調査指定日に休止中又は休診中の場合、調査の協力が得られない場合は、その施設の状況を都道府県知事に報告する。

- (4) 都道府県知事は(3)なお書きにより報告された施設の状況を、別途送付する「平成23年患者調査 施設名簿」により、厚生労働大臣に提出する。
- (5) 医療施設からの調査票の提出については、調査票に代えて「4 調査事項」に掲げた事項を厚生労働省が定めたフォーマットで記録した電磁的記録（CD-R等）による提出も可能とする。

なお、所定のテキストファイルの読み込み、入力、編集が可能なエクセルファイル及びそれらの説明ファイルは、以下の厚生労働省ホームページから提供する。

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/>

6 調査の系統



7 調査票の審査及び提出

- (1) 保健所長は、調査票を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出する。

ただし、保健所を設置する市（特別区を含む。）の保健所長にあつては、市長（特別区の区長を含む。）に対しその定める期限までに各調査票を提出する。

- (2) 保健所を設置する市（特別区を含む。）の市長（特別区の区長を含む。）は、保健所から提出された各調査票を整理の上、都道府県知事に対しその定める期限までに提出する。
- (3) 都道府県知事は、各調査票を審査整理し、平成23年12月15日（木）までに厚生労働大臣に提出する。

なお、やむを得ない事由により期限までに提出できない調査票がある場合は、その事由及び追加提出予定日を厚生労働大臣に報告する。